

第1章 総則

第1節 一般事項

1. 概 要

本工事は、北茂安浄水場ろ過池排水渠内に設置している圧力室排水弁（φ100 5基）及びサイホンピット排水弁（φ100 5基）の取替修繕工事を行うものである。

本工事は、法令その他特別に定めるものを除き、本特記仕様書、設計図書ならびに該当工事監督員（以下「監督員」とする）の指示に従い、誠実かつ定められた期間内に完全に施工するものである。

また、本仕様書に定められていない事項については、すべて監督員の指示に従うものとする。

2. 工 期

本工事の工期は、以下の通り。

令和4年契約日～令和5年3月10日とする。

3. 工事場所

佐賀県三養基郡みやき町大字江口 地内 （北茂安浄水場）

4. 規格・基準・法令等の準拠

- (1) 日本工業規格（JIS）
- (2) 日本水道協会規格（JWWA）
- (3) 消防法
- (4) 道路交通法
- (5) 騒音規制法
- (6) 労働基準法
- (7) 佐賀県条例、規則
- (8) 土木工事標準仕様書（国土交通省）
- (9) 土木工事等共通仕様書（佐賀県）
- (10) その他関連法令条例および規格

5. 工事の下請負

- (1) 請負者は、下請負に付すときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - 1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - 2) 下請負者が佐賀東部水道企業団の工事指名競争入札参加資格者である場合には、営業停止及び指名停止期間中でないこと。
 - 3) 下請負者が当該下請け工事の施工の実績を有すること。
- (2) 発注者は、前項の要件を満たす建設工事標準下請契約約款第7条に規定する下請負に係る通知がその他の理由により不適当と認めたときは、承諾しないものとする。
- (3) 請負者は、不必要な重層下請けをさせないように下請負者を指導しなければならない。
- (4) 請負者は、下請負に付すときは、工事の開始に先立って昭和52年4月26日中央建設審議会が勧告した建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結しなければならない。
- (5) 請負者は、下請負者が再下請けに付すときは前項に規定する下請契約書により下請契約を締結するよう指導しなければならない。

- (6) 請負者は、下請契約を締結する場合には、原則当該下請契約の相手方を構成団体内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

6. 工事の中止

計画の変更、工事中の検査、関連工事との取り扱い、あるいは請負者が監督員の指示に従わないときまたは請負者に工事遂行能力がないと認めた場合、この工事の一部または全部について工事の中止を命ずることができる。この行為が請負者の責に基づく場合は、監督員はその責を負わない。

監督員は必要である場合、設計変更を行う。ただし、軽微な変更については協議の上決定する。

7. 申請及び手続き

請負者は法令で定められた関係諸官公庁への報告・届出・認可許可申請等の手続き一切を代行するものとする。この際、官公庁より所定の指示があった場合は速やかに監督員に報告の上、承認を得てから実施すること。これらに要する費用は、すべて本工事に含まれるものとする。

8. 施工管理

工事に先立ち請負者は、発注者の定める様式により、指定期日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 請負者は、契約後、監督員指定日以内に必要な手続きを履行するとともに次の書類を提出し監督員の承認を得ること。
 - 1) 工事着工届
 - 2) 現場代理人届
 - 3) 工事工程表
 - 4) 施工計画書
 - 5) 工事費内訳明細書
 - 6) 主任技術者または、監理技術者届
- (2) 資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者で施工しなければならない。
- (3) 請負者は、監督員の指示に従い、次の記録報告を行うこと。
 - 1) 就業労働者数報告
 - 2) 出来高報告
 - 3) 施工体制台帳
 - 4) 使用機器報告
 - 5) その他必要なもの
- (4) 請負者は工事の施工にあたって付近の居住者に迷惑のかからぬよう公害の防止に努めなければならない。
- (5) 現場代理人は工事中、監督員の監督を受け施工管理、材料、機器の保管ならびに現場従業員の保安面や取締りに専念すること。また万一事故等発生時の処理にあたっては即決権を有すること。
- (6) 一旦、承認された現場代理人および現場作業員といえども監督員が不適当と認めた場合、請負者は直ちに適任者と交替させるものとする。
- (7) 請負者は、工事の進捗に伴い監督員の指示に従い工事日報を提出する。また、作業への保安指示事項を日報に記載すること。
- (8) 請負者は、施工にあたって関連業者との連絡を密にし、工事の進捗を図るとともに、工事限界部分については相互に協力し、全体としては欠陥のない設備とすること。

- (9) 工事現場には、見やすい場所に工事件名・工事箇所・工事期間・請負者名の名称等を記載した工事標識を設置しなければならない。
- (10) 請負者は、保安施設基準による設備・標識を設けなければならない。
- (11) 請負者は、機器製作中、及び製作後、又現場工事開始から完了までの過程を随時、デジタルカメラにて写真(カラー)撮影し、整理した上で、1部提出すること。特に隠蔽部分は指示無くとも撮影しアルバム及び電子データとして竣工時に提出のこと。
- (12) 撤去工事により撤去する機器・器材、またその他の廃棄物については、適切にこれを処理すること。

9. 保安および衛生管理

- (1) 請負者は、工事の施工にあたって常に細心の注意を払い労働安全衛生法を厳守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。
- (2) 工事中は所要の人員を配し、現場内の整理整頓および保安に努めなければならない。
- (3) 重要な工作物に近接して工事を施工する場合、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置および連絡方法等について監督員と協議し、これを厳守しなければならない。
- (4) 危険物を使用する場合は、保管および取扱について関連法令の定めるところに従い万全の方策を講じ従業員の安全を図らなければならない。
- (5) 工事現場への一般の立入り、または試験時等、関係者以外の者の出入りを禁止する必要がある場合は、監督員の承諾を得てその区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をし、従業員の安全を図らなければならない。
- (6) 豪雨および台風時等、出水他被害の恐れがある場合は、請負者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに応急処置に対する準備をしなければならない。
- (7) 工事現場の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な処置を講じなければならない。

10. 仮設物

- (1) この工事に必要な仮設物(詰所、機材置場、工作物、便所等)はすべて請負者の責任において準備する。
- (2) 場内に仮設物を設ける場合、監督員の許可を受け、指示に従い処置をすること。
- (3) この工事に関する電気、用水、電話の各設備は、原則として請負者で用意し、料金を含めて自ら負担するものとする。

11. 検査

検査は、監督員立会のもとで次の種類とするが、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

(1) 施工検査

特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した箇所など、工事段階の区切等には監督員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。

(2) 竣工検査

- 1) 工事完了にあたっては、関係官公庁の検査および監督員の立会の上で竣工検査を受けるものとする。
- 2) 竣工検査を受ける場合は、当該地域を清掃整理し、監督員に竣工届を提出する。
- 3) 竣工検査を受けるにあたっては、竣工図面を監督員に提出すること。

12. 提出書類

(1) 提出書類

請負者は、別に定める様式により以下の書類を提出しなければならない。

なお、これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

提出時期	番	書類名称	部数	提出期日	備考
着工前	1	工事工程表	2	契約後5日以内	資格証明書
	2	現場代理人届	2	〃	
	3	経歴書	2	〃	
工事中	4	職務分担届	2	契約後10日以内	
	5	緊急連絡先届	2	〃	
	6	事故発生報告書	2	そのつど	
	7	下請負者承諾願	2	〃	
	8	主要機器製作業者届	2	〃	
	9	施工計画書	2	契約後20日以内	
	10	実施工程表	2	〃	
	11	工事打合せ議事録	2	そのつど	
	12	工事日報	1	〃	
	13	施工設計図の承諾願	2	〃	
	14	機器材料搬入検査願	1	〃	
	15	製品（工場）検査願	2	〃	
	16	検査試験成績表	1	〃	
完成時	17	完成払請求書	2	そのつど	合格認定書
	18	竣工図（永久保存版）	1	完成検査日	通知後
	19	各種原図	1	〃	
	20	各種試験成績表	2	〃	
	21	各種完成図書	2	〃	下記詳細
	22	工事記録写真集	2	〃	
	23	工事完成届	2	そのつど	
	24	引渡書	2	〃	

(2) 本工事に関連する既設完成図書の不要な部分は削除し、再編集を行う。

(3) その他、監督員が指示するもの。

(4) 請負者は、別に定める様式により以下の書類を提出しなければならない。

完成図書・・・2部 製本ファイル綴じ式（CD-R及びUSBメモリ収納ケース付）

工事写真データ（JPEG）

CD-R・・・2部（上記データ収納）

USBメモリー（セキュリティー付）・・・2部（上記データ収納）

※竣工図のデータは、PDF及びCAD（SFC、DXF）

13. 建物、道路等の損傷に対する補修

この工事の施工に関し、建物、道路等を損傷した場合、監督員の指示に従い、完全に修理するものとする。

14. 保証期間

本工事の保証期間は、受渡し完了後1年とし、引渡し時に点検を行うものとする。

また万一、保証期間内に請負者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合には、請負者は無償にて直ちに監督員の指示する期間内に改造、補修または新品と取り替えるものとする。

有償保証期間は、本設備が稼働する限り、主要機器の保守部品の供給が行なえること。

15. 撤去, 移設工事に伴う補修について

既設設備の撤去に伴い破損した壁・床等は補修を施し、復旧を行うものとする。

16. 保守用品について

点検時に必要となる保守用工具等を納品すること。

17. 機器製作者の選定について

機器製作者の選定にあたっては、原則構成団体の業者を優先的に使用するよう努めること。

下請負者が当該下請け工事の施工及び機器製作(工事、設計、製作が一体となった製品保証が出来る会社であること。)の実績を有すること。

18. 工事材料の調達

工事は材料に係る納入契約を締結する場合には、原則当該契約の相手方は構成団体内に本店を有する者の中から選定するとともに、工事に使用する材料については、地場産業の活性化を図るため県内で生産または製造されたものを積極的に使用するよう努めること。

19. 保菌検査について

浄水場に正規入門しようとする請負者は、医療機関等において、水道法（昭和32年法律第177号）第21条に定める消化器系伝染病病原体（赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌）の保菌検査をおこない、その医療機関等の発行する成績書（以下「検便検査成績書」という。）を監督員に提出しなければならない。

また、保菌検査は、概ね6ヶ月毎に診断結果を提出するものとする。

なお、監督員は、消化器系伝染病が発生し、または発生の恐れ場ある場合、入門者に臨時に保菌検査を命じることができる。

20. 保管の義務

請負者は、設計図書、仕様書に記載されていなくても、法規上、施行上または目的とする機能のために当然必要を認められるものについては、施行すること。

21. 就業時間

工事施工の就業時間については、予め監督員と協議しなければならない。

22. 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工を計らなくてはならない。

第2章 工事概要

第1節 機器等の仕様及び施工について

1. 対象機器及び数量

(1) 機器名称：圧力室排水弁・サイホンピット排水弁

1) 仕様及び数量

- ・水道用ダクタイル鋳鉄（メタルシート）仕切弁（JWWA B 122）

φ100 FCD RF 7.5K 内外粉

数量：10基

- ・縦軸

φ100排水弁用 L=175 SUS、SCS13

数量：10個

- ・基礎部バルブサポート（アンカーボルト含む）

φ100排水弁用 SUS

数量：10個

2. 塗装仕様

弁内面：水道用エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA G 112）

弁外面：水道用エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA G 112）

塗装面の仕上がりは、塗り残し、泡、膨れ、剥がれ、著しい塗り溜まり、他有害な欠陥があつてはならない。なお、塗装色は、監督員の指示に従うものとする。

3. 工事について

(1) 一般事項

工事に際し予め現地確認を行うものとし、施工方法、工程等について監督員と打合せ、その指示に従い遅滞なく工事を進めるものとする。また、据付その他の工事完了後は丁寧に清掃するものとする。

(2) 据付工事

各機器の据付にあたっては熟練技術者が行い、完全に水平、垂直の芯出しを行い、回転による振れ、振動を生じないように据付けるものとする。

本工事は、既設排水弁等を撤去後、新設排水弁を既設手動開閉台（クボタ製）と縦軸により連結するものである。据付後は手動開閉台による円滑な弁開閉動作を確認し調整を行うものとする。

4. 施工について

(1) 施工

- 1) 常に工事の進行状況について注意し、予定の工事工程と比較し、工事の円滑な進行を図ること。
- 2) 工事中においては破損や水処理への影響などを及ぼさないよう適切に養生処置を行うこと。
- 3) 稼働中の既設設備に十分注意を払い、浄水場の運転操作に支障がないようにしなければならない。また、油類、薬品、粉塵など浄水処理に影響を及ぼすものを漏液や飛散をさせないよう汚染防止、防塵処置を施すこと。
- 4) 工事中は所要の人員を配し、工事現場の整理整頓及び保安に努めなければならない。
- 5) 技術的な打合せと並行して、施工現場、既設設備の調査及び重要な箇所の実測び仕様書との不具合を発見した場合は、監督員に報告して対処の指示を得なければならない。
- 6) 工事現場の清掃、撤去物の処分を確実に行うこと。
- 7) 本工事は、ろ過池の運用に影響するので、工事日程は監督員と協議の上決定すること。
- 8) ろ過池排水渠内に持ち込んだ工具類は、工事完了時毎にすべて持ち出し残置しないこと。

(2) 試運転調整

- 1) 工事完了後、施工業者の技術者を現場に派遣し、監督員と打合せの上、試運転の実施にあたること。
- 2) 排水弁は既設手動開閉台（クボタ製）にて円滑な操作ができるよう調整を行うこと。
- 3) 試運転調整に要する費用（軽微な消耗品等を含む）は全て施工業者の負担とする。